

# 伊達市がん対策推進条例

## <伊達市がん対策推進条例とは>

平成28年4月1日施行  
(令和元年7月4日一部改正)

●市民のみなさん、保健医療関係者、事業者、教育関係者、市、すべての人が協力し合い、「がん」対策に取り組んでいこうという条例です。

●それぞれの立場で、「がん」への正しい知識をもち、「がん」に負けないまちづくりを目指しましょう！



## <それぞれの立場と役割>

### 事業者

- ・事業所におけるがん検診
- ・がんに関する正しい知識の普及啓発



### 保健医療関係者

- ・市の施策に協力し、がん予防に努める
- ・適切な医療の提供及びがん患者等への支援



### 市民のみなさん

- ・がんに関する正しい知識を持ち、がん予防に努める
- ・がん検診を積極的に受け、早期発見、早期治療に努める



### 市

- ・がんに関する正しい知識の普及啓発
- ・がんの予防及び早期発見に実効性のある施策の実施(がん検診受診率及び質の向上)
- ・望まない受動喫煙を防止するために必要な施策の実施
- ・教育関係者と連携し、がんの予防につながる学習活動の充実



### 教育関係者

- ・がんに関する理解を深めるための教育の推進



お問合せ先：伊達市健康推進課  
TEL82-3198 (内線604・605)